

〔書 評〕

林健太郎著

『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』 (信山社、2022年)

福 島 豪

目 次

1. 本書の主題
2. 本書の構成と内容
 - (1) 本書の構成
 - (2) マナー体制における「生活保障システム」のあり方
 - (3) 旧救貧法体制における「生活保障システム」のあり方
 - (4) 新救貧法体制への移行後の「生活保障システム」の構想
 - (5) 国営失業保険制度の創設と現代に通じる「生活保障システム」の完成
 - (6) 「生活保障システム」の歴史的変遷と法の役割
3. 本書の評価——社会保障法学の観点から

1. 本書の主題

近年の日本においては、不安定な雇用に従事する労働者や若年・長期失業者が増加しており、これまで法的対応の次元を異にしてきた低賃金労働者、失業者、生活困窮者の相対化が生じている¹⁾。本書は、これによって、正規雇用を中核とした生活保障システムに歪みが存在しており、戦後の労働・社会保障立法の枠組みでは直ちに対応することの困難な課題を抱えた人々が存在していることが明らかになったとして、このような課題を社会保障法学はどのように受け止めれば良いのかという問いを立てる。すなわち、戦後の社会保障法学は、“正規雇用を通じた稼得のみによって生活を維持する”雇用社会像を前提として、正規雇用を通じた稼得が中断・喪失してしまう事態の到来をもって

1) 菊池馨実「雇用社会の変化とセーフティネット」荒木尚志ほか編『岩波講座現代法の動態第3巻：社会変化と法』（岩波書店、2014年）98頁。

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

社会保障が登場するという、「労働か、さもなければ社会保障か」という発想で課題を把握してきたものの、非正規労働者や若年・長期失業者の存在は、このような雇用社会像がもはや成り立たないという理論的な課題を社会保障法学に突きつけているのではないかと問題提起をする。

本書は、以上の問題意識を踏まえて、「労働か、さもなければ社会保障か」という発想それ自体の問い直しの作業を試みるため、“労働のみによって生活を営む”ことのできる制度がどのように形成されてきたかを明らかにするとともに、「労働か、さもなければ社会保障か」という発想をイギリス法制史の研究を通じて相対化し、その客観的条件を析出することを目指す。すなわち、現代的な「労働」と「社会保障」の“組み合わせ”の仕方を示したと考える時期以前にまで遡って、イギリス救貧法の形成期からその定着・改革期を経て、ベヴァリッジ報告に示される現代的な所得保障法制の成立、特に「労働」と「社会保障」の結節点に位置づけられる「失業」に対する社会保険制度の確立に至る歴史を素材に、「生活保障システム」という分析枠組みを用いて、現代に通じる「生活保障システム」が形成されるに至った歴史的條件を明らかにするとともに、その形成・確立に当たって、法がいかなる役割を果たしてきたのかを明らかにすることを目的とする。

本書は、イギリス法制史研究に際して、次のような分析枠組みを設定する。それは、時代によって様々な特質を備える「労働市場」、すなわち労働力取引の場としての「市場」であることを中核としつつも、「労働」及び「社会保障」を巡る諸々の仕組みの束を内在した「制度」のあり方が、労働者に対する特定の「生活保障」、すなわち「労働」と「社会保障」の一定の“組み合わせ”のあり方と対応関係にあり、それが時代ごとに一定の特質を有する「生活保障システム」、すなわち権利義務の確認・執行作用を備えた「法」によって承認を受けた「労働」と「社会保障」の“組み合わせ”の仕方を形成するという仮説を設定し、考察を展開するというものである。同時に、こうした「生活保障システム」の形成に当たっては、「法」が重要な役割を果たしていると考え、それが歴史通貫的に果たしてきた役割を析出するというものである。以上の分析枠組みが、現在の制度を支える思考を相対化するため、イギリスという一国の異時点間の比較を行う本書の検討の首尾一貫性を担保している。

以上の主題の整理から窺えるように、本書は、歴史研究を通じて、雇用社会のあり方から従属するかに見える社会保障法（学）のあり方をも問い直そうとする新進気鋭の社会保障法学者が著した研究書である。本書評は、本書を読み解くことで、筆者の議論を可

能な限り内在的に理解するという観点から、本書の構成に即して各章の内容を纏める(2)とともに、本書以外の筆者の論文をも参照しながら、本書の意義と展望を示す(3)ことを目的とする²⁾。

2. 本書の構成と内容

(1) 本書の構成

本書の構成は、序章で本書の主題を示した後、①旧救貧法体制が生成する背景となった14世紀のマナー体制における「生活保障システム」のあり方(第二章)と15世紀～16世紀における旧救貧法体制への移行(第三章)、②16世紀から18世紀にかけての旧救貧法体制における「生活保障システム」のあり方(第四章、第五章)と18世紀後半から19世紀前半における旧救貧法体制の動揺(第六章)、③19世紀における旧救貧法体制から新救貧法体制への転換後の「生活保障システム」の構想(第七章)と19世紀末における新救貧法体制の動揺(第八章)、④20世紀における国営失業保険制度の創設(第九章)と現代に通じる「生活保障システム」の完成(第十章)、⑤「生活保障システム」の歴史の変遷と法の役割(終章)となっている³⁾。

2) 本書評は、2022年8月23日に菊池研究室研究会で報告した内容を加筆修正したものである。原稿として纏めるに際して、筆者をはじめとする参加者からの指摘、特に常森裕介氏(東京経済大学)のコメントが参考になった。筆者及び参加者には、記して感謝する。

3) 本書の元になったと思われる、林健太郎「イギリス失業保険制度史から見る“労働と社会保障の関係性”(1)(2)(3)(4・完)早稲田大学大学院法研論集147号(2013年)233頁以下、148号(2013年)179頁以下、149号(2014年)309頁以下、150号(2014年)365頁以下は、イギリスの失業者を巡る生活保障の歴史を素材に、“労働と社会保障制度との関係性”を問い直すという問題意識の下で、本書の第八章から第十章までを取り上げ、失業保険制度の創設により、労働者の抛出に基づいて給付の権利が得られるという「抛出原則」が確立したと指摘した上で、社会保険制度の下での「抛出原則」の維持には、安定した雇用の基盤が不可欠であり、「抛出原則」が“労働”と“社会保障”との関係を有機的に結合せしめると述べる。同論文と比べると、本書は、労働と社会保障の組み合わせとしての「生活保障」のあり方にとどまらず、労働市場のあり方をも視野に入れて、「生活保障システム」の形成とそこでの法の役割という前述した分析枠組みの下で、救貧法の成立以前にまで遡って、イギリス法制史を詳細に検討する。結論として、本書は、失業保険制度の意義を、社会保険制度による「抛出原則」の確立というよりも、「失業」の定型化に見いだす。この点については、後述2(5)を参照。

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

本書の文体はこなれており、しかも周到な前提知識の説明があるので、イギリス法に関する知識を持たない読者も筆者の思索を追体験することができる。しかし、本書は500頁を超える大部な著作であることから、筆者でない者が簡にして要を得た要約をすることは容易でない⁴⁾。各章の小括を手かがりに評者なりに内容を纏めると、次の通りである。

(2) マナー体制における「生活保障システム」のあり方

「第二章 封建制下における労働移動の規制」は、14世紀後半に見られた農業労働者の土地＝労働移動に対する規制立法の展開とその特質を検討する。12世紀以来、イングランドにおいては、マナー（荘園）を単位として、土地保有関係に基づく賦役労働制が広がっていた。賦役労働制は、隷農に対して賦役を強制する側面を有していたものの、領主が賦役に従事する隷農を安定的に確保するため、隷農及びその家族の生活を維持する側面をも併せ持っており、マナーにおける慣習法とそれを実現する機構としての荘園裁判所を背景にして、土地保有関係に基づく「生活保障システム」として成立していた。賦役労働制は、隷農がマナー外部へより良い条件を求めて移動することを否定しており、いわば労働市場なき労働であった。したがって、土地保有関係を基礎として、隷農は保有を許された土地での耕作を通じて自ら生活を維持しつつ、保有の対価として賦役義務を負う一方、領主が隷農の生活を維持することに努めるという「生活保障」のあり方が妥当していた。

しかし、14世紀から始まるマナー体制の崩壊と隷農の保有する土地からの退去・逃避は、賦役労働制及び領主と隷農との関係を変容せしめ、退去・逃避した隷農の中にはより良い条件を求めて放浪する日雇労働者を生み出した。その結果、逃避した隷農を新たに雇い入れて農業を営む借地農が成長し、マナー外部で「自由な」労働者が自らの交渉により労働条件を決定する労働市場が現れてくることになる。

そのような中で、隷農がより高い賃金を求めて移動することを禁じ、隷農を元の耕作する土地へと緊縛することを意図して法令が制定され、これらの法令の実効性を担保するための機構として治安判事が採用された。しかし、なお隷農の土地からの退去・逃避は減ることなく、治安上の不安を引き起こす存在となっていくため、1388年法が制定

4) 筆者による「生活保障システム」の歴史の変遷に即した要約として、林健太郎「〈生活保障システム〉の構築と法の役割」日本労働法学会誌135号（2022年）235頁以下がある。

され、労働移動の許可制が導入されるとともに、労働能力のない貧民の土地を離れての物乞いの禁止と当該土地での救済が明記された。もっとも、1388年法の目的はあくまで労働能力ある者による労働移動の制限とそれによる治安の維持にあり、労働能力のない者に対する諸規定はあくまで労働移動の制限という目的から付随的・消極的に現れたにすぎない。したがって、14世紀の制定法は、人々の労働移動を禁じることで、人々の生活の内容を労働市場による決定に委ねる事態を避け、従来の土地保有関係を基礎とした「生活保障」のあり方への回帰を試みたものであった。

「第三章 浮浪者問題の変容と労働能力ある貧民に対する処遇の展開」は、賦役労働制が衰退する中で、旧救貧法体制が成立していく過程を辿る。14世紀の制定法においては、許可を得ずに労働移動する者は、「浮浪者」として収監の上、元の土地に送還されることとされていた。ここで想定されている「浮浪者」は、自ら意図して保有する土地を離れ、より良い条件を求めて労働移動を試みる「自発的浮浪者」といえる隷農を中心としていた。しかし、15世紀になると、毛織物マニユファクチュアの拡大により労働移動が拡大することで、「浮浪者」の内実が変化し、他人に使用されての労働によるほか生活手段を持たず、就労機会を失えば直ちに困窮に陥る人々が増加する経済構造が生成しはじめることで、立法者が前提とする「浮浪者」問題が徐々に変化してきた。

すなわち、1563年職人規制法では、マナー体制を前提にしない就労義務の一般的宣明と土地間・職業間での労働移動の禁止、賃金裁定制による生計費に基づく賃金決定、そして離職・解雇の禁止などといった就労関係を基礎とした生活の維持の実現を担保する規定が設けられ、土地保有関係ではなく、就労関係に基づく「生活保障」の実現を志向する諸規定が導入された。また、一連の浮浪者規制法では、「浮浪者」の定義が土地から離れて浮浪する者一般から意図的に就労機会を放棄する者へと限定されていくと同時に、その処遇についても就労可能な者に対して就労機会を提供するという処遇が取り入れられるようになり、浮浪者規制の内容も変化させていくものであった。ここでも、就労関係に基づく「生活保障」の実現を志向する態度を観察することができる。

したがって、16世紀の制定法は、“土地保有関係の維持に基づく生活の安定・社会秩序の維持”から、“就労関係の維持に基づく生活の安定・社会秩序の維持”を目的としたものに変化していき、立法者が念頭に置く問題もまた、就労関係の維持に基づく生活の安定化、あるいは社会秩序の混乱への対応へと変化し、それに伴って具体的な規制手法が変化していった。従前の「生活保障システム」を基礎づける中核的な枠組みは、ここで大きく変容した。そして、1597年法により、一般的な労働移動規制立法であった浮

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

浪者規制法はその名称どおり刑事罰の対象となる「浮浪者」に対する立法へと変化し、それ以外の人々の救済・処遇は救貧法へと委ねられることになった。

(3) 旧救貧法体制における「生活保障システム」のあり方

「第四章 旧救貧法体制の確立」は、旧救貧法体制の完成に当たって重要な意味を持つ貧民救済機構の整備及びセツルメント法の成立について検討する。16世紀から17世紀にかけて人々の移動がますます活発になっていくと、労働能力を有するものの就労等の生計維持手段を失った人々に対して生計維持手段を提供する役割が必要とされ、生計維持の仕組みを再構築することが求められるようになった。そのような中で注目されたのが、すでに徴税機構を有しており、また一部では貧民救済が実際にも行われていた「教区」であった。

16世紀の旧救貧法体制の確立過程は、治安判事の指示・監督の下で教区の役人が課税徴収を行う仕組みを確立していく過程であった。その到達点ともいえる1597年法は、教区委員の中から貧民監督官を選出し、治安判事が決定した課税額にしたがって教区民から徴収する義務を負わせるなど、「治安判事—教区（貧民監督官）」の仕組みを確立した。もっとも、1597年法は貧民の具体的な救済方法や救済の必要性に関する水準について厳格な定めを置かず、それぞれの教区の自律的な判断に委ねていた。最終的に、1597年法及びそれを基本的に踏襲する1601年法は、教区に対して貧民の救済を義務付けた。

しかし、1597年法及び1601年法は、教区がどの範囲の貧民に対して具体的な救済責任を負うのかを明らかにしていなかった。これを明確にする意義を持ったのが、「定住資格」という概念であった。1662年セツルメント法は、コモンロー上承認されつつあった「定住資格」概念を明文化するとともに、四季合同裁判所への上訴権を認めることで、人々の「定住資格」と教区の救済責任を法的に結びつける意味を持つこととなった。また、1662年法は、教区の教区委員及び貧民監督官に対して送還処分を行うかどうかにつき判断の余地を認めるなど、教区の役人に幅広い裁量を認めた。この点は、教区の「自律性」・「共同性」の維持・確保という要請に基礎付けられるものである。したがって、「定住資格」概念は、教区の自律的な判断に基づいて労働移動を“調整”する役割を担っていた。さらに、「定住資格」は全ての人々が保有しているものなので、全ての人々に救済を受ける潜在的な資格を認めた。つまり、1662年法は、任意の就労関係を通じて生活を維持することができない人々に、いずれかの教区で救済を受け得る地位を認めることで、新たな「生活保障」のあり方を確立するものであった。その上で、1662年

法は、法的に教区の救済責任の範囲を画定する仕組みを設けることで、教区への「定住資格」に基づく「生活保障システム」を確立するものであった。

旧救貧法体制は、「定住資格」の仕組みを通じて、人々の労働移動ひいては労働市場の「市場」としての側面を、教区間の救済ネットワークの中に“埋め込む”ものとして完成した。すなわち、「送還」の仕組みは、人々の労働移動を抑制しもすれば、促進するものでもあった。そして、「定住資格」概念が救済責任の所在と結びついているので、人々が労働移動を試みるに当たって、定住資格のある教区において救済を受け取る地位が保障されていたことは、やむを得ず労働をせざるを得ない状態に置かれることを回避する意味を持った。

「第V章 労働移動の加速と旧救貧法体制の対応」は、18世紀後半からの産業革命の始まりに先後して、労働移動の拡大の要請が高まる中で、旧救貧法が人々の労働移動にいかなる影響を及ぼし、その中でいかなる改正が行われていったのかについて分析する。17世紀にかけて、教区の「自律性」・「共同性」の維持・確保を確実なものにするため、救済責任の所在を巡る各教区の間を規律し、明確にすることを志向する法改正が重ねられてきた。加えて、救済申請手続を明確にする法改正も重ねられてきた。これによって、人々の救済を受ける権利が確立された。

このようにして確立されてきた旧救貧法体制は、資本主義の発展という事態を前にして、人々の労働移動を促進させる方向での変容を被った。すなわち、1696-7年法により導入された「証明書」制度は、「証明書」を保持する者に対して「送還し得ない」としての地位を与え、これによりその者が「実際に救済責任を発生させるに至った」場合でなければ、教区は送還処分を行うことができないこととした。これは、移動元の教区に対して「証明書」発行の可否についての裁量の余地を与えるものであり、就労の機会を提供することが困難な資源の乏しい教区がそこに定住資格をもつ人々を就労のために移動させることを促進する意味を持つものであった。さらに、1795年法は、「証明書」の有無に関係なく、流入してきた者が「実際に救済責任を発生させるに至った」場合でない限り、教区が送還処分を行えないようにした。このことは、「証明書」制度の否定であり、その意味において、1795年法は、教区の「自律性」・「共同性」の否定の上に労働移動の促進を試みようとするものであった。

こうして、17世紀から18世紀にかけてのセトルメント法の改正によって、教区の有する労働移動の調整機能は徐々に緩和され、人々の生活維持の仕組みを維持しながらも労働移動を促進させる土壌が整えられていった。

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

「第Ⅵ章 19世紀救貧法改革における『問題』の構成」は、新救貧法体制の確立にいたる19世紀救貧法改革が何を「問題」として捉え、それに対しいかなる回答を試みたのかを検討するため、18世紀後半における旧救貧法の改革を巡る議論及び法改正の内容を考察する。19世紀の救貧法改革論においては、救済費支出額の増加という課題が貧民救済機構の機能不全の問題、具体的には農村部の教区に見られた救済費による賃金の補完の慣行によって生じる問題として把握された。

スピーナムランド制度をはじめとする救済費による賃金の補完の慣行は、教区による救済の実施方法を各教区の裁量に委ねてきたことの論理的帰結であって、定住資格を持つ教区民の生活を保障するという趣旨を実現するために編み出された方策であった。また、ここで採用された仕組みの多くは、教区における農業経営者＝借地農が自らの教区において農繁期における労働力を確保するために共同で豊閑期における教区民の賃金不足に備える仕組みであった。加えて、労働力確保策が必要となった背景には、1795年法による教区行政からの労働移動の解放という事態が存在していた。したがって、救済費による賃金の補完の慣行は、教区の「自律性」・「共同性」の表現として、旧救貧法体制の束縛から解放された労働市場の自律的展開に対する教区の抵抗の現れであった。

これに対し、19世紀救貧法改革論は、労働市場を教区の「自律性」・「共同性」から解放することこそ重要であると考えた。1819年庶民院特別委員会は、労働市場の「市場」としての作用が十全に機能すれば、貧民の救済に用いられる資金が資本蓄積に用いられ、産業が発展し、雇用は増加して、貧民救済費の減少につながると考えた。したがって、彼らは救貧法それ自体の破棄は否定しつつも、納税者が経済的利害に基づき教区行政を運営することで、「市場」としての労働市場の展開を下支えすると考えたのである。このことは、労働市場の「市場」としての側面を教区間のネットワークから独立させることを目指していた。このように、19世紀救貧法改革論は、旧救貧法体制が基礎に置くところの教区の「自律性」・「共同性」の克服過程の一環として理解することができる。

（4）新救貧法体制への移行後の「生活保障システム」の構成

「第Ⅶ章 新救貧法体制の確立」は、1834年救貧法改正及びそれに続く19世紀後半におけるセツルメント法の諸改正を検討する。1834年救貧法王立委員会報告書及びそれを前提とした1834年法は、旧救貧法体制下における救貧法行政の担い手を一切排除した上で、中央集権的かつ統一的な救貧法行政運営を志向するものであった。その狙いは、中央による規制及び監督に基づき、公的救済と（賃金）労働との明確な分離を実現し、労

労働市場の「市場」としての側面を救貧法行政から解放して「労働市場の自由放任」を実現することであった。そして、1834年法は、中央救貧法委員会という強力な権限を持った行政機構の創設によってそれを試みた。つまり、19世紀救貧法改革は、教区の「自律性」・「共同性」を破壊するため、中央による強権的な行政介入の仕組みを設けることによって対応した。

もっとも、旧救貧法体制の解体という点では、その中核に位置づけられる「定住資格」とそれに付随する教区による送還処分の統制あるいは廃止が不可欠であった。実際に、19世紀後半には教区による送還処分は増加傾向にあり、送還処分とそれに根拠を与えるセツルメント法の存在は、人々が生活の資を求めて自由に労働移動する労働市場の実現に向けて桎梏となった。そこで、1840年代から60年代のセツルメント法改革は、新たに「送還不能」という地位を制定法によって導入し、「送還不能」の地位と統合教区の救済責任を対応させることによって、「定住資格」に伴う弊害を回避する方法を採用した。これは、旧救貧法体制の下で認められていた教区の権限を中央救貧法委員会の規制・監督を受ける統合教区へと委譲することで、「定住資格」の持つ意味を縮減するものであった。そして、新たに創設された「送還不能」という地位は、「定住資格」と異なり、統合教区に救済責任を発生させるとしても、その救済を受け得る地位は、統合教区の救済義務の反射的利益として救済を得ることができるにすぎなかった。このように、一連のセツルメント法改革は、セツルメント法の役割を教区間の法律関係を確定させる役割から統合教区内部の教区間の費用分配の役割へと変貌させることにより、中央救貧法委員会を中心とした統合教区を単位とする救貧法行政へと脱皮させ、「労働市場の自由放任」を完成させた。

旧救貧法体制を解体せしめた19世紀救貧法改革の「労働市場の自由放任」の先にある「生活保障システム」の構想は、1834年報告書が称揚する公的救済を受けずに働く「独立労働者」という概念が示すように、17世紀に確立された教区への「定住資格」に基づく「生活保障システム」の基礎を解体し、公的救済と就労によって得る賃金を徹底的に分離することを通じて、公的救済から独立し、そこで得る賃金がいかなる水準のものであろうとも、“労働のみによって生活を営む”という、新たな「生活保障システム」のあり方であった。

「第八章 労働者の困窮問題の発生とその解決策の不在」は、1860年代以降断続的に続いた不況により就労機会を失った労働者とその困窮の発生という問題に対し、救貧法行政及び労働者の自助組織である労働組合の共済事業がいかなる対応を試みたか、果た

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

してそれらには解決策を提示することができたのかを検討する。そもそも、就労機会喪失者の困窮の大量発生が問題とされること自体が、救貧法行政の介入を排除した労働市場を前提とする“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」の構想が、それのみによっては自立し得ないことが認識され始めたことを意味し、1880年代になると、就労機会を失った労働者への公共事業による救済の必要性が救貧法行政に認識されることになった。しかし、その必要性の根拠は、「独立労働者」が“その独立心を保持する”ために求められるというものであり、また、その救済はあくまで一時的なものとして実施されるべきことが強調されていた。公共事業による救済は、あくまで新救貧法体制の論理の許す限りでの対応にとどまり、それを越えて、就労機会の喪失という事象がいかなる意味を持つのかを検討することはできなかった。

これに対し、労働組合の救済事業は、「独立労働者」の集団的自助を体现するものとして新救貧法体制の論理にも適合する存在であり、また、19世紀半ば頃より、組合員の就労機会の喪失に対しその期間中の生活を維持するための「非就業手当」を支給していた。しかし、労働組合の非就業手当は、労働条件を維持・向上させるために使用者に対し労働者の供給制限を実施する手段としての機能を有していた。労働組合の共済事業は、単なる相互扶助を目的とした保険であるにとどまらず、労働組合が労働市場の支配・コントロールを貫徹するための不可欠な要素であった。また、当時の労働組合、とりわけ熟練工型組合は労働者の一部を組織しているにすぎず、多くの未組織・非熟練労働者は共済事業の利益を享受していなかったものであり、組合員以外において就労機会を失った労働者が増加することは、労働組合による労働者の供給制限施策の基礎を失わせかねないものであった。このことを踏まえると、労働組合にとって、少なくとも組合員以外の者の就労機会の喪失という事象は、労働市場の支配・コントロールを貫徹し得るかどうかを危ぶませるものでしかなかった。

要するに、19世紀後半においては、就労機会を失った労働者とその困窮の発生という問題は、いわば制度の狭間に取り残された問題であった。こうした狭間に残された人々は、“労働のみによって生活を営む”という「生活保障」のあり方の中で、就労機会を失ったがゆえに生活の資を得ることができず、しかし「独立労働者」として生き続けようとする人々であった。19世紀救貧法改革の「生活保障システム」の構想は、自らの論理の限界ゆえに、安定した「システム」たり得なかった。

(5) 国営失業保険制度の創設と現代に通じる「生活保障システム」の完成

「第IX章 国営失業保険制度の創設とその意義」は、就労機会を失った労働者とその困窮の発生という問題を前にして、1905年-9年救貧法王立委員会報告書、そしてそれを受けて政府がどのような解決策を提示したかを考察する。そこで提示された解決策は、1909年職業紹介所法による職業紹介所の設置とともに、1911年国民保険（第二部）法による国営の失業保険制度の創設であった。これらは、救貧法行政の思考枠組みに囚われない発想を有するベヴァリッジや商務省のアイデアから生まれたものであり、そこで彼らは“困窮”の解決のために思索を巡らすのではなく、むしろ“困窮”を発生させる労働市場の問題とその解決方法を考察し、それが職業紹介所と国営失業保険制度の構想へと導くことになった。救貧法王立委員会の少数派報告にはベヴァリッジらの発想への近さを見いだすこともできるけれども、そこで失業保険制度に与えられた位置づけは、“困窮”の解決手段のひとつに過ぎないものであった。救貧法からの失業保険あるいは社会保険制度への展開は、就労機会を喪失した者の“困窮”という問題の把握から就労機会の喪失をもたらす“労働市場”それ自体の検討へと議論のフレームワークを変えることによって可能になった。

ベヴァリッジらが「労働市場の組織化」という問題意識の下で職業紹介所及び国営失業保険制度を通じて試みたのは、“失業時の所得保障”ではなく、不完全就業という不規則な労働を適正化するための「失業」それ自体の“定型化”であった。ここでの「失業」の“定型化”とは、失業を単に就労機会の喪失と捉えるのではなく、そのみによって生活を営むことのできる就労機会が欠如している状態として捉え、そのような状態をあえて制度によって創出することを試みることを意味する。言い換えれば、“労働のみによって生活を営む”状況とそれが欠如している状態（＝「失業」）を人為的に分類する試みであった。したがって、職業紹介所及び国営失業保険制度によって適正な意味での「失業」が出てくることは、避けるべきものではなく、むしろ肯定的に捉えられるものであった。失業保険制度は、あくまで職業紹介所を利用するためのインセンティブを提供する一手段と考えられていた。

1911年法によって失業保険制度が創設されたことの意味は、「失業」を法概念として明確に位置づけ、それを確定する制定法上の要件・手続を設けた点にある。これにより、ベヴァリッジらの想定する適正な「失業」の概念が法的な意味を持つことになる。失業保険制度の意義をこのように理解するならば、ベヴァリッジらの改革は、「失業」の存在を法的に承認することによって、“労働のみによって生活を営む”ことを可能にする

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

「生活保障システム」の実現にあったといえる。このように考えるならば、ベヴァリッジらの改革は、19世紀救貧法改革の構想の延長線上に位置づけることができる。すなわち、ベヴァリッジらは、新救貧法体制における「労働市場の自由放任」を前提とした“労働のみによって生活を営む”「生活保障」のあり方が、そののみによっては「システム」として持続可能なものではなく、それを「生活保障システム」として成り立たせるためには、「失業」を取って創出することで不完全就業を消滅させる「労働市場の組織化」が不可欠であることを示した。

「第Ⅹ章 所得保障制度の確立——労働と所得保障給付の分離へ」は、当初“失業時の所得保障”としての目的を有していなかった国営失業保険制度が、いかにしてそのような目的を獲得するに至ったのかを検討する。1916年法は、第一次大戦の長期化を受けて、軍需産業に従事する労働者に対して失業保険制度の適用対象を拡大しようとした。しかし、1916年法は、労働組合からの反対に遭って期待していたほどに適用対象の拡大を進めることができなかった。失業保険制度の適用対象拡大という課題の前には、労働組合の共済事業の有する目的・機能と国営失業保険制度のそれとの利害対立を生じさせる要素が控えており、これが適用対象の拡大を巡る障壁となった。このような中で、戦間期イギリス経済は長期の不況を迎えることになり、（長期）失業者の大量発生という問題が生じた。戦間期における政府の失業への対応、とりわけ長期失業者に対して失業保険基金からの支出により特別の給付を支給するという取り組みが、国営失業保険制度の役割の変化、すなわち失業の“定型化”から失業の“予防”への立法政策の転換をもたらすことになった。ベヴァリッジ報告は、こうした戦間期の政策転換のアンチテーゼとして、失業保険制度を「保険」に純化することによって社会保険の対象となる「失業」を就労機会の完全な喪失と画定しつつ、失業一般の“予防”（雇用政策）と保険の対象となる「失業」時の生活の維持（所得保障政策）とを明確に分けるべきこと、すなわち“労働と所得保障給付（失業保険給付）との分離”を実現することの重要性を主張し、このことを第二次大戦後に政府が受け入れた。こうして、失業保険制度の中に“失業時の所得保障”が組み入れられるに至った。

ベヴァリッジの主張を理解する上で重要な点は、雇用政策によって予防の対象となるべき“失業”と社会保険の対象となるべき「失業」の意味が異なることである。戦間期において政府が対応した“失業”とは、長期失業者や不完全就業に従事する労働者をも含めた種々雑多な失業を指すものであった。これに対し、ベヴァリッジは「保険」を用いることによって、安定した“労働のみによって生活を営む”状況（の維持）とそうし

た就労機会を失った状況（に対する給付）とを明確に区別し、安定した雇用の実現及び失業一般の予防、すなわち有効需要の維持（雇用政策）と、安定した雇用を喪失した場合に限り行われる失業保険給付（所得保障給付）とを分離させることを試みた。つまり、ベヴァリッジの「失業」の“定型化”という問題意識は変わっていないのである。こうして、ベヴァリッジが社会保険にこだわった理由は、社会保険制度を通じた「失業」という要保障事由の定型化機能にあった。

このように労働のみによって生活を営み、就業機会を失った場合には必要な所得保障を受けられるという「生活保障」のあり方を実現するに当たっては、労働組合の理解と支持が不可欠であった。これが可能になったのは、第一次大戦時の賃上げの停止や戦間期の不況の長期化による熟練工型組合の影響力の低下（熟練労働者と非熟練労働者の賃金格差の縮小）と共済基金の維持の困難といった経済的な要因に帰するところが大きい。そして、共済事業の存在意義の低下は、労働組合を団体交渉による労働条件の維持・向上へと向けさせることになり、非就業時（失業時）に労働者の生活を維持する責任を所得保障制度に委ねるに至った。こうして、所得保障制度は雇用・労働の領域から独立した制度を形成することになり、これは、一方で労使（産業）からの独立、他方で雇用政策からの独立によって実現された。

19世紀救貧法改革以来の歴史を振り返ると、「労働市場の自由放任」を前提とする“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」の構想は、むしろ「システム」を自壊させる可能性があることを示唆する。歴史の示す教訓は、労働市場はそれのみによっては安定して存立することはできないということである。“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」は、失業の予防を含む組織化された「労働市場」の下でこそ成立する。すなわち、20世紀前半の失業保険制度の展開は、社会保険制度を通じた「失業」の“定型化”機能によって規制された「労働市場」の下で、“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」を完成させる意味を有していた。

(6) 「生活保障システム」の歴史の変遷と法の役割

「終章」は、「生活保障システム」の歴史の変遷を、①中世における土地保有関係に基づく「生活保障システム」、②旧救貧法体制における「定住資格」に基づく「生活保障システム」、③新救貧法体制以降における労働と公的救済との分離を通じた「生活保障システム」という3つの段階に整理した上で、そこで「法」が果たしていた役割を次のように明らかにする。

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

「筆者は、『生活保障システム』が形成されるに当たって、法は、人々が生活の資を求めてやむを得ず他者との間で取引に入らざるを得ない状況、すなわち労働市場に参入せざるを得ない状況を回避・解消し得る制度を実現することを通じて、各段階それぞれの『生活保障システム』の枠組みの中に『労働市場』という制度を“埋め込む”ことを可能にしていたのではないかと考える。」

「すなわち、①土地保有関係を基礎とした『生活保障システム』の段階においては、慣習法が、賦役義務の履行だけでなくマナー領主による隷農（及びその家族の）生計維持義務を実現する役割を担い、こうした相互義務を実現することで……隷農の土地からの退去・逃避を押しとどめていた。それは生活の資を求めての労働移動の必要性を緩和し、マナーの外に生成しつつあった労働市場への流入を制御し、土地保有関係を基礎とした『生活保障システム』の実現を図る役割を担っていたという評価が可能である。また、②『定住資格』に基づく『生活保障システム』の段階においては、コモンロー裁判所を通じたセトルメント法の具体化が、教区による人々の（労働）移動の規制と教区内部における救済責任の履行を確実にする役割を果たし、人々が生活の資を求め、就労関係を探し、教区間を移動・浮浪する必要性を緩和することで、労働市場の『市場』としての作用（市場メカニズム）を制御しつつ、就労関係あるいは教区での救済を通じた人々の生活の維持を可能にしていたという評価が可能であろう。そして、③労働と公的救済との分離を通じた『生活保障システム』の形成に当たっては、国営失業保険制度の受給要件の設定及び不服申立手続の整備を通じて『失業』という事由の“定型化”が試みられ、かかる意味における『失業』時に生活を維持することを可能にする所得保障を行い、自由放任型の労働市場において不可避免的に生じる不完全就業の消滅を意図することで、人々がやむを得ず生活の資を求めて不安定な就業状態に陥る事態を回避し、その限りで自由な労働市場の下で、“労働のみによって生活を営む”……『生活保障システム』を実現していたという評価が可能であるように思われる。

このように、それぞれの『生活保障システム』の段階において法の具体的な作用の仕方は異なるものの、いずれも法が『生活保障システム』の枠組みの中に『労働市場』を制度的に“埋め込む”ことを可能にしていたと言えるのではないかと。そして、これを人々の労働のあり方という観点から言えば、法は、“やむを得ず他者と取引に入らざるを得ないという動機によって人々が労働市場に参入することを回避できるようにする”という役割を果たしていたと評価することが可能ではないかと思われる。」（本書512-513頁）

3. 本書の評価——社会保障法学の観点から

以上の要約から示唆されるように、本書は、社会保障法学の比較法研究の中で、これまでイギリス所得保障制度「前史」⁵⁾として扱われてきた救貧法の成立から改革を経て失業保険制度の確立に至る歴史を素材に、筆者が設定する独自の分析枠組みに基づいてイギリス法の異時点間の比較を行うことによって、現代日本に生きる読者の思考を相対化するという意味で、他に例を見ない業績である。読者は、本書を読むことで、「労働か、さもなければ社会保障か」という自身が依拠する思考が、資本主義の発展により個人の労働移動が広がる中で、近代国家が公的救済から独立した自由な労働市場を創出するという歴史的条件下で成立したものの、個人が労働のみによって生活を営むためには、国家による労働市場の規制を必要としたので、安定した雇用と安定した社会保障との分離を通じて確立したことを知ることができる。

以下では、本書の意義を3点に分けて指摘したい。評者は、本書のイギリス社会（保障）法研究及びイギリス社会政策史研究としての意義を論じる能力を持たない。したがって、ここでの本書の意義は、本書が現代日本の社会保障法学にとって有する意義である。

第1に、社会保障の要保障事由、とりわけ雇用を完全に失った状態としての「(完全)失業」という要保障事由の意義である。本書を読むことで、個人のこれまでの生活を脅かし⁶⁾、したがって国家による保障が必要と評価される生活上の困難⁷⁾という「要保障事由」の捉え方は、社会保障が歴史的に社会保険を中心に発展してきたことと関連しており⁸⁾、生活困窮という生存に関わるニーズとは別に、それを引き起こす可能性のある定型的なニーズがあると認識される⁹⁾ことによって可能になったことが実証的にわかる。その上で、本書は、社会保障の要保障事由の中核には、雇用からの一時的・永続的な離脱¹⁰⁾をもたらす「稼働能力の中断・喪失」があり、この前提には、個人が安定した雇

5) 西村淳『所得保障の法的構造』（信山社、2013年）29-39頁。

6) 岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）13頁。

7) 笠木映里ほか『社会保障法』（有斐閣、2018年）4頁〔笠木映里〕。

8) 菊池馨実『社会保障の法理念』（有斐閣、2000年）9-10頁。

9) 太田匡彦「リスク社会下の社会保障行政（上）」ジュリスト1356号（2008年）100-104頁。

10) 笠木映里「現代の労働者と社会保障制度」日本労働研究雑誌612号（2011年）42頁。

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

用に従事して所得を稼ぐことができるという想定があること、したがって雇用が不安定化すると、社会保障が機能不全を起こすことを明らかにした¹¹⁾。

同時に、本書は、社会保障の要保障事由の中で、「(完全)失業」という要保障事由が歴史的・人為的な構築物であることを示した。すなわち、別稿によると、筆者は、労働のみによって生活を維持することが求められる社会の中で、個人がやむを得ず労働条件の低い雇用に従事し、それによって生活上の困難が固定化される事態を回避するため、立法者が「失業」の定型化によって意図的に「(完全)失業」という要保障事由を創設したと整理する¹²⁾。このことは、現代の社会保障が前提とする完全雇用の実現¹³⁾、本書のいう“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」が揺らぐと、「(完全)失業」という要保障事由が捉え直されることを示唆する。例えば、副業・兼業を行う労働者が増加していくとすれば、複数の雇用のうちひとつを失った状態としての「部分失業」¹⁴⁾という要保障事由が創設される可能性が生じるだろう¹⁵⁾。

11) 評者の理解では、社会保障の要保障事由の中核に「稼得能力の中断・喪失」があることは、ドイツの障害年金の保険事故が「稼得能力の減退」と規定されていることに示されている。ここでの「稼得能力の減退」は、一方で健康状態の侵害という要素と、他方で稼得能力の制限という要素から構成されている。詳しくは、福島豪「ドイツ障害年金の法的構造」社会保障法23号（2008年）75頁以下を参照。後者の要素が示すように、「稼得能力の減退」は、普遍的な人間経験ではなく、産業革命の結果として生じた社会現象であり、近代以降の社会において主要な生計維持手段となった稼得活動と関連づけられている。なぜなら、稼得活動がほとんど全ての社会構成員の生活基盤となって始めて、稼得活動により生計を維持することの不能が、個人の宿命から、国家の介入を要する社会的リスクとなったからである。したがって、「稼得能力の減退」は、近代の雇用社会の到来に伴って、成人になることで稼得可能でなければならず、老齢になるまでそうあり続けなければならないという要請のいわば裏面として生成したのである。Peter A. Köhler, Einleitung, in: Hans-Joachim Reinhard/ Jürgen Kruse/ Bernd Baron von Maydell (Hrsg.), Invaliditätssicherung im Rechtsvergleich, 1998, S. 12.

12) 林健太郎「要保障事由としての『失業』の意義」社会保障法36号（2021年）176頁。

13) 嶋田佳広「最低生活保障制度の変容」社会保障法24号（2009年）110頁。

14) 高島淳子「失業による労働生活の中断と所得保障」社会保障法27号（2012年）154-155頁。

15) 林健太郎「兼業・副業を行う労働者と雇用保険法の役割」季刊労働法269号（2020年）41頁は、日本の雇用保険給付には、失業期間中の生活を維持することで、受給者の従前の労働市場における地位を保全する機能も求められることを考える。

第2に、社会保障と労働の組み合わせの仕方を見直す、とりわけ社会保障により低賃金を補完する可能性である。本書は、「労働か、さもなければ社会保障か」という発想が、失業保険制度の確立、すなわち安定した雇用と安定した「(完全)失業」時の所得保障との分離が実現したことによって、“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」が完成したことに由来すると理解する。したがって、仮に“労働のみによって生活を営む”ことを可能にする制度が個人の生活を支える役割を果たすことができないのであれば、「労働か、さもなければ社会保障か」という発想を問い直す、つまり新たな「生活保障システム」のあり方を構想することを主張する。具体的には、イギリスで2012年法により導入されたユニバーサル・クレジット¹⁶⁾を念頭に置きながら、生活困窮と区別される定型的な「低賃金」¹⁷⁾という要保障事由を想定し、就労中の者に対して「在職給付」としての所得保障給付を支給する制度の構想に言及し、別稿において、筆者は、労働市場への積極的な参入を促しつつ、社会保障により低賃金を補完することを正面から承認することもひとつの選択肢になると指摘する¹⁸⁾。

ㄨと、今後、兼業・副業を行う労働者が増加していくとすれば、兼業・副業時代において雇用保険給付に求められる役割、ひいては「失業」の意味の再検討が求められることになる」と指摘する。

16) ユニバーサル・クレジットは、筆者の別稿によると、イギリス国内に居住する18歳以上年金受給開始年齢未満の者で、教育課程在籍中ではなく、受給中に行うべき就労関連活動の内容を記載した受給者誓約を締結した者に対し、所定の標準手当額と各種加算手当の合計額から、就労を通じて得た稼得収入の一定割合を控除した額を支給し、その財源は租税である。ユニバーサル・クレジットには、就業時間に係る受給要件が一切存在せず、また、雇用や自営業といった就労形態を問わず就労する(可能性のある)者の全てが、ユニバーサル・クレジットを受給することができる。したがって、何らかの稼働収入を得ている労働者であれ、自営業者であれ、一定以下の所得額で生活する者は、ユニバーサル・クレジットを受給することができる。林健太郎『「失業」なき労働市場への包摂?』日本労働研究雑誌739号(2022年)69-70頁。

17) 笠木・前掲注10)45頁。

18) 林・前掲注4)246頁。もっとも、林・前掲注16)73頁は、イギリスの経験からすると、もっぱら低所得稼働層の低所得状態に着目し、所得保障給付によるその低所得状態の解消にのみ視野が限定されるとすれば、それは低所得稼働層に位置する人々の労働市場への参入・労働条件の「非標準化」をもたらし、低所得稼働層を固定化することになるという逆説的な帰結をもたらしかねないと警告し、低所得稼働層がやむを得ず低劣な条件で就労せざるを得ない状況を回避し得る制度のあり方が議論される必要があると述べる。さらに、林健太郎「低所得稼働層への『在職」

第3に、本書のいう法の役割である。本書は、イギリス法制史研究を通じて、法の役割を、“やむを得ず他者と取引に入らざるを得ないという動機によって人々が労働市場に参入することを回避できるようにすること”、つまり労働力の商品化の回避と理解する。本書の表題が「所得保障法制」成立史論であり、検討素材が救貧法及び失業保険法であることを踏まえると、本書のいう法の役割は社会保障法、とりわけ所得保障法の役割であろう。したがって、本書は、社会保障法の歴史通貫的な役割を、個人が労働市場に依存することなく生活を維持することができるという意味での「脱商品化」¹⁹⁾に見いだしたといえる。

本書のいう社会保障法の役割は、本書が歴史研究という検討方法を採用することから、あくまで事実の次元に位置づけられるものであり、規範的な次元に位置づけられるものではない。しかし、今後、立法者が、「(完全)失業」という要保障事由を捉え直したり、社会保障と労働の組み合わせの仕方を見直したりすることで、「部分失業」や「低賃金」という要保障事由が制定法によって承認されると仮定すると、この場合、社会保障法は、安定した「(完全)失業」時の所得保障を行うことで、労働力の商品化を回避するという役割を果たしていないと評価されるのだろうか²⁰⁾。それとも、現代の「生活保障システム」は、“労働のみによって生活を営む”とはいえないものの、“部分的に労働によって生活を営む”ことを許容するので、社会保障法は、労働力の商品化を抑制しつつも、労働市場への参入を促すことで、個人が労働のみによって生活を営むことができるようにするため、「部分失業」に対する給付や「低賃金」の補完を行うことができると

、給付』の意義と課題」道幸哲也ほか編著『社会法のなかの自立と連帯』（旬報社、2022年）542頁は、仮に日本で在職給付の仕組みを導入する場合には、所得保障制度と最低賃金制度、つまり国家（租税）と使用者（賃金）との間でいかなる形で低所得稼働層の生活保障の役割分担を図るかという論点を議論することが求められると指摘する。

19) G. エスピン＝アンデルセン（岡沢憲美＝宮本太郎監訳）『福祉資本主義の3つの世界』（ミネルヴァ書房、2001年）23頁。

20) このような方向性にあると考えられる学説として、矢野昌浩「失業・半失業と生活保障」社会保障法29号（2014年）91頁以下がある。同論文は、非正規雇用を雇用ではなく失業に隣接した「半失業」であると把握した上で、「半失業」に対する所得保障を、社会保障によって労働関係から外部化して対応するのではなく、ディーセントな雇用の確立による賃金それ自体で確保されるべきであると同時に、「半失業」をさせないためには、失業時の所得保障の充実、つまりディーセントな失業の確立（「雇用と失業の二分法」の再確立）を図るべきであると主張する。

評価されるのだろうか²¹⁾。要するに、歴史研究を通じて導き出された社会保障法の役割が、何らかの規範的な意味を有することはあるのだろうか。

もっとも、このような疑問は、本書の立場からは、評者が「労働か、さもなければ社会保障か」という発想、すなわちイギリス新救貧法体制に由来する“労働のみによって生活を営む”「生活保障システム」の構想に囚われているから生じるのだと反論されるように思われる。その上で、雇用が不安定化しており、したがって社会保障が機能不全を起こしている中で、近代国家が成立する以前の定住資格に基づく教区による救済をも参照しながら²²⁾、新たな「生活保障システム」のあり方を構想する必要があり、それに伴って社会保障法の役割も変わり得ると応答されるのかもしれない。その意味において、本書のいう社会保障法の役割は、あるべき社会を想定し、それに向けて社会を変革する「規範的変容モデル」ではなく、現実を前提に、そこにおける必要に対応する「現実反映モデル」に分類することができよう²³⁾。仮にそうだとすると、今後の政策論として重要なのは、筆者が社会に現に存在するニーズをいかに受け止めて²⁴⁾、新たな

21) このような方向性にあると考えられる学説として、丸谷浩介『求職者支援と社会保障』（法律文化社、2015年）の提唱する「求職者法」構想がある。同書352頁、359頁は、労働市場への参入を希求するものの、労働市場に従属せざるを得ない（部分失業者を含む）求職者の適切な生活保障の権利として、求職者が生存を保障されるだけでなく労働力の不当廉売を防止されることで尊厳が保持されるため、就労中の者については賃金と所得保障給付との組み合わせによって生活が保障されることが要請されると主張する。

22) 本書は、過去の制度をその時々状況におけるあり得る政策上の選択肢と捉えており、過去の制度と現在の制度を中立的に取り上げている。したがって、雇用の不安定化という現在の状況が、安定した雇用と安定した社会保障との分離が実現する以前の就労状況と近似するのであれば、筆者が、労働市場の「市場」としての作用を制御しつつ、就労関係あるいは教区による救済を通じて個人の生計を維持することを可能にしていたという「定住資格」に基づく「生活保障システム」を、制度の機能分化に留意しつつ参照することはあり得るだろう。

23) 「規範的変容モデル」と「現実反映モデル」については、山本龍彦「イントロダクション」宍戸常寿ほか編著『憲法学のゆくえ』（日本評論社、2016年）405-406頁を参照。もちろん、議論する文脈が異なれば、採用する社会保障法のモデルも異なるだろう。したがって、筆者が今後の論文で歴史研究ではない検討方法を採用する場合には、「規範的変容モデル」に分類される社会保障法の役割を追究することは十分に考えられる。本文の記述は、本書を前提にした指摘であることに留意されたい。

24) 笠木映里「憲法と社会保障法」宍戸ほか・前掲注23) 416頁。

林健太郎著『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割——』（信山社、2022年）

「生活保障システム」をどのように構想するのかわかる。

筆者は、別稿において、社会保障法学が個人の生活困難の個別化・多様化をどのように把握するのかという問題意識の下で、特定の生活上の困難を想定しないベーシック・インカム構想の「要保障性」を検討し、ベーシック・インカムの要保障性の論理を、①要保障性の将来的な発生可能性、②労働市場における就労機会の稀少性及び恣意的な配分をもたらす潜在的な生活困難、③不合理な支配・統制による個人の実質的自由の制約状態をもたらす潜在的な生活困難に見だし、社会保障の要保障事由及びその前提にある「生活モデル」の問い直しを示唆する²⁵⁾。ここでの「生活モデル」は、“労働を通じて稼得し、それを元に市場で生活用品を購入して家族で共同消費をするという形が自律的に回る”ものと説明される²⁶⁾ので、本書が歴史研究を通じて相対化しようとした“労働のみによって生活を営む”という現代の「生活保障」のあり方そのものである。

評者の理解では、社会保障法は、成人した個人は労働によって生計を維持することができるし、そうすることを求められるという「標準的な」生活状態を前提とするので、「標準的な」生活状態からの逸脱を要保障事由として給付の支給対象とすることができる²⁷⁾。だからこそ、筆者が別稿で指摘するように、雇用の不安定化により「非標準的

25) 林健太郎「特定の生活困難を設定しない給付について要保障性を想定できるか？」社会保障法37号（2021年）43頁以下。同論文がベーシック・インカムの要保障性の論理を追究したのは、ベーシック・インカムの導入可能性を検討するためというよりも、要保障事由の設定に際して、個人が直面する多くの生活上の困難から国家が一定類型のものを要保障事由として決定した論理を明確にする必要があるので、その論理のタイプを増やすためであろう。太田匡彦「対象としての社会保障」社会保障法研究1号（2011年）216-217頁。

26) 林・前掲注25) 56頁注26)。

27) ドイツの社会保障法学においては、社会保障法は、全ての成人が生計を維持するために稼得活動に従事することを求められるという想定に依拠しており、社会的に承認されてしかるべき理由により稼得活動に従事することができない者に、生計維持のための給付を支給すると説明される。Eberhard Eichenhofer, Sozialrecht, 12. Auflage, 2021, Rdnr. 9. とりわけ、障害年金の保険事故である「稼得能力の減退」（前掲注11）を参照）は、ある者が健康上の理由により労働生活からどの程度排除されているのかを法的に表現する概念として、全ての成人が稼得活動によって生計を維持することを求められるという社会保障法の原則からの逸脱であり、国家の介入を必要とする。Felix Welti, Behinderung und Rehabilitation im sozialen Rechtsstaat, 2005, S. 34, 735. ↗

な」労働条件や就労形態が広がると、社会保障法は「標準的な」生活状態という前提を維持することが難しくなる²⁸⁾。そのような中で、筆者は、既存の社会保障制度が個人の生活困難の個別化・多様化を適切に補捉することができていない²⁹⁾としても、要保障事由が発生した場合に給付を支給するという伝統的な社会保障法の捉え方には限界があるとして、個人の主体的な生の追求としての自律に向けた積極的な支援という目的から社会保障法を捉え直し³⁰⁾、例えば就労に向けた支援サービスに力を入れるというアクティベーション型のアプローチを採る³¹⁾のではなく、あるいはその前に、現代的な「生活保障」のあり方を問い直す、すなわち現実の変化に伴って要保障事由及びその前提にある「生活モデル」を捉え直すことで、伝統的な社会保障法の論理を洗練しようとしているように見える。その意味において、イギリス法制史研究に真摯に取り組んだ本書は、筆者の議論の出発点を形成している。

筆者が、そう遠くない将来に、本書の最後で言及された「生活保障システム法」の構想を世に問うことを期待して、結びとしたい。

※脱稿後、本書を読者に「自省を迫る」「新たな思考方法を迫る」と評する、丸谷浩介氏（九州大学）による書評（社会保障法38号〔2022年〕201-203頁）に接した。

ㄨ 日本の社会保障法学においても、西村健一郎『社会保障法入門〔第3版〕』（有斐閣、2017年）1頁は、個人は自己と家族の生活をその責任において自由に営むことができるという生活自己責任の原則を前提とした上で、社会保障法を、個人が生活の過程で要保障事由に遭遇した場合に、国家が生活自己責任原則を修正して積極的な配慮を行うものと説明する。

28) 林・前掲注18) 542-543頁。

29) 林・前掲注25) 43頁。

30) 菊池馨実『社会保障再考』（岩波書店、2019年）42-43頁、63-64頁。

31) 菊池・前掲注1) 92頁、104頁。